

# けんぽニュース



1. 先般通知致しましたとおり、3月分より介護保険料を改定しております。詳細はホームページにも掲載しておりますので、お間違いのないようご注意ください。

2. 令和3年度の健診事業について。

「生活習慣病健診」について、申込方法や一部負担金の金額や支払先、オプション検査の負担金や受診時の注意事項など、4月からの「生活習慣病健診」の受診方法が大きく変更になっております。詳しくは先日送付いたしました「令和3年度健診のご案内」を参照してください。

**なお、「人間ドック」につきましては申込方法、一部負担金の支払先等に変更はございません。4月以降受診予約の「申込金」は新年度の健診事業の案内をご覧いただいた上、必ず4月1日以降（新年度）にご入金くださいますようお願いいたします。**

3. 当組合の窓口業務につきまして、新型コロナウイルス感染症防止の観点から『「待合スペース」の十分な確保ができない』他、『飛沫感染をできるだけ避ける』ため、通常通り営業はしておりますが、なるべく郵送でのご申請をお願いしております。引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

## 岩本保健師のひとことアドバイス「最終回」～退職のお知らせ～

みなさま、暖かくなってきましたがいかがお過ごしでしょうか？

私事ではありますが、3月末をもちまして退職いたします。事業主様、ご担当者の皆様にはたくさんのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

最近では早急な受診が必要な方の連絡をすると、「すでに受診勧奨済みです」という事業所様もかなり増えてきております。今後も引き続き法令に基づき、従業員の皆様の健康管理をお願いいたします。

**来年度以降の保健指導について** お手紙の配布や保健指導参加勧奨等引き続きご協力お願いいたします！

特定保健指導	令和2年度同様外注予定。対象事業所様には別途ご連絡いたします。
55歳以上の重症化予防保健指導	案内配布、電話の取次ぎ、保健指導参加勧奨等ご協力お願いいたします。
健康増進のためのお手紙	健診結果をもとに個別の内容で作成。詳細が決まりましたらお知らせします。
重症化予防受診勧奨	生活習慣病に関連する数値が一定基準の方に受診勧奨等の文書を送付いたします。健康増進のためのお手紙と一緒に送付する予定です。

早急な受診が必要な方の連絡ができなくなります。事業所様で健診結果を確認し、受診勧奨をお願いいたします。（法令上、事業主の義務となっています。労働契約法第5条・労働安全衛生法第66条）。



岩本保健師からのご挨拶

「本当にお世話になりました。みなさまのご健勝をお祈りしております！」

※**健保から** 後任の保健師はまだ決まっておりません。よって「医学的な御質問」には当面对応いたしかねます。あしからずご了承のほどよろしくをお願いいたします。